

多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業 公募要領に関するQ & A

【総論】

質問 1	本事業において期待されている事業内容について、簡潔に教えていただきたい。
------	--------------------------------------

本事業の最も重要な目的は、「地域の課題」を解決する上で必要となる地域の新たな「担い手」を確保することにあります。

その上で、具体的な事業内容として期待しているのは、以下の2つです。

- ・現役世代を念頭に置きつつ、幅広い世代・属性の地域住民の交流を促進するとともに、地域住民にとっての地域社会との接点として有機的に昨日する拠点の形成（3.（2）①（ア））
- ・地域の課題と担い手との「モザイク型マッチング」をはじめとするマッチングの仕組みの構築・運用（3.（2）①（イ））

これらについては、2項目間で相乗効果を発揮することで、地域の課題解決に向けた、住民の多様な活躍の機会が提供される仕組みを構築するよう工夫をお願いします。

質問 2	事業内容については、必ず複数かつ多分野の地域課題の解決を目指すものでなければならないのか。例えば、ひとり親家庭支援や子供の貧困対策といった単一の施策目的のみを事業の内容とするだけでは認められないのか。
------	--

事業計画段階から単一分野の地域課題の解決のみを目的としているものは、本事業の対象とすることはできません。本事業では、これまで多くの施策分野で様々な取組が行われてきた経緯を踏まえ、地域を「地域課題の解決」という俯瞰的・分野横断的な観点から捉えなおすことこそが重要な点となります。ですので、事業計画に当たっては、様々な世代・属性の地域住民の方々を対象とすることができるよう、福祉や教育といった既存分野にとらわれることなく、分野横断的な対応ができる仕組みの構築に取り組むようお願いします。

質問 3	担い手とはどのような存在か。地域においてリーダー的な活動を行うような者を指すのか。
------	---

本事業では、地域の住民一人一人が、それぞれの関心や強みに応じて、時間的な制約などもある中で可能な範囲で、地域の「担い手」として、地域の課題解決に参画していくことが可能となる仕組みの構築を目指しています。

【実施主体】

質問 4	3. (1) 実施主体について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）による認定とはどのような行政行為を想定しているのか。
------	---

本事業では、内閣府があらかじめ指定する様式により、当該地域における本事業の担い手として市町村長から「認定」を得ることを必須としています。

※本「認定」については、(包括的な「協定」といったものではなく) 明示的かつ一律の手続により市町村が認定を行うことにより、市町村の視点から見て事業実施において不安要素の少ない団体の参画を促すとともに、市町村が本事業の取組を進めるに当たっての重要な主体の一つであることから、事業実施に際し、市町村による継続的な協力の意思を明確に示していただくことを意図しています。

質問 5	本事業において事業者の認定を行う市町村は、どのような役割を担う必要があるのか。
------	---

まず、市町村におかれては、実施主体となる事業者（NPO 等各種団体等を含む）のこれまでの地域活動の実績や今後の活動見込み等を踏まえ、本実証事業の主体として適格性があるのか、認定をお願いします。

その上で、当該事業者が本事業に選定された際には、地域における担い手の掘り起こしに向けて、

- ・本事業の実施に伴う情報発信・広報への協力・支援
- ・地域で活動する各種団体等との橋渡しへの協力・支援
- ・その他、本事業の実施に伴う必要な支援（自治体所有財産の使用許可等）

等の可能な限りの伴走支援・協力をお願いします。

(可能であれば、事業終了後の取組の継続実施に向けた検討にも御協力ください。)

質問 6	市町村からの認定は必須条件か。自治体との調整もあり、公募時点で認定を受けられない場合はどうすればよいか。
------	--

市町村の認定は必須です。応募書類の提出時点で得られていることを基本としておりますが、間に合わない場合には、企画提案書において、その時点での市町村との調整状況及び今後の調整見込みを具体的に明記してください。当該調整状況等を勘案し、委託候補団体として選定された場合には、速やかに市町村の認定を受け、認定証明書（様式 4）及び認定書を内閣府に提出してください。

なお、契約締結は提出書類の確認後となるため、見込みよりも大幅に遅れる場合、事業実施に支障が生じるおそれがあることから、契約が困難となる場合がありますのでご留意願います。

【実施地域】

質問 7	実証事業の対象とする地域の範囲に制限はあるか。
------	-------------------------

本事業は、基本的には市町村内での実施を想定しておりますが、必ずしも市町村全域とする必要はなく、事業の目標等に照らし合わせ、市町村の一部地域や複数の市町村にまたがる取組も対象となります。

実施対象地域の設定に当たっては、「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」にもありますように、「有機的に機能すること、すなわち実際に人と人が何らかの形でつながることを可能とすることが重要です。地域が大きすぎる場合には、つながりが希薄化することも懸念されますので、この点を踏まえつつ、実施対象地域を適切に設定ください。

【事業内容】

質問 8	3. (2) 提案内容の実証事項のうち、「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点」とは具体的にはどういうものか。
------	---

世代や属性（バックグラウンド、分野）を問わず、様々な地域住民が集まり、居合わせた人同士が交流すること等により、地域活動への参加等が生まれ、家族や職場とは異なる「地域」との関わりを得られるとともに、それが高齢化に伴う地域の課題（地域活動の担い手不足等）の解決にもつながっていくような場を広く指しています。

また、「有機的に機能する」とは、地域の中で人と人が（アナログ・デジタルに関わらず）実際に結びつくこと、人と人の触れ合いが実際に生まれることを意味するとともに、地域社会における交流促進機能と地域住民と地域社会との接点となる機能の双方が互いに効果的に連携して機能することも意味しています。

なお、質問 10 の回答のとおり、本事業では他の国及びその他団体からの補助制度等を現に活用している事業や、質問 2 の回答のとおり活動の対象が単独分野のみの事業については対象となりません。

ただし、質問 11 のとおり、既存の活動の場に新たに別の機能を付加する場合は、付加するものについて他の事業と本事業を切り分けられれば対象とすることができます。その場合、既存の活動に他の補助事業を活用していても問題ありません。

また、新たに複合的な機能を持たせる場を形成する場合は、その複合的な機能の中に他の制度の対象となる活動が入っていたとしても、他の補助事業等を活用していなければ、それも含めて対象とすることができます。

質問 9	「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」として、物理的な拠点ではなくシステム上のもの（情報がまとまっているサイト、メタバースでの交流、デジタル上の地域会議など）のみを整備する場合は、実証事業の対象となるか。
------	--

システム上の場を形成することも選択する実証事項（3. (2) ②）として行うことは可能ですが、公募要領 3. (2) アに示すとおり、物理的な拠点の形成は必要であることに御注意ください。

質問 10	「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」として、例えば「こども食堂」を新たに開設する場合は、実証事業の対象となるのか。
-------	--

本事業は地域社会における分野横断的な担い手の掘り起こしを主な目的としているため、こどもの貧困対策という位置付けがなされ、かつ厚生労働省等からの財政支援が別途存在する「こども食堂」をはじめとする各種施設による開設・運営に係る費用を本事業の支出対象とすることは基本的に認められません。

ただし、分野横断的な取組の一環として、多分野の取組と密接不可分なものであり、かつ現に他の補助金等を活用せずに実施する場合には、本事業の対象となる可能性もあります。

なお、各種補助金を活用して新規整備する「こども食堂」であっても、本事業に基づく「地域との接点となる場」としての機能を新たに付加する場合といった経費については、「こども食堂」事業との切り分けが可能である場合に限り、本事業の対象となる可能性もあります。

質問 11	「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」に関して、既に開設している居場所を活用したいが、その改修や機能の追加を行う場合も、当該要件を満たすのか。
-------	---

既存施策を活用して整備・運営している居場所の活用であっても、新たに機能を付加することで、「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」に資するものであれば、本事業の対象となり得ます。ただし、経費については、本事業に関するものとして、既存事業と切り分けられるもののみが対象となります。

質問 12	「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」として拠点を新たに整備したいが、6.（6）で建築物の新設等施設の整備に関する経費は対象外となっている。施設整備を自費で行うことが難しいが、どうにかならないか。
-------	--

本事業は補助事業ではなく国による委託事業として実施するものであり、資産については、所有権移転後に国に帰属することになります。したがって、新規建築物の整備費といった経費については対象外となります。このため、本事業において使用する機械器具等については、レンタルによる調達又は消耗品費として計上可能なものにより対応をお願いします。

なお、施設整備に関しては、こどもの居場所づくり支援体制強化事業などの国の補助金等の活用を御検討いただくほか、各市町村が独自事業として実施する補助事業や各市町村との連携の下で、既存施設や空き店舗・空き家の活用等、各地域の状況を踏まえて、幅広く・地域の実情に即して御検討いただけますと幸いです。

質問 13	「交流促進や地域との接点として有機的に機能する拠点の形成」について、複数の拠点を設けることは可能か。
-------	--

対象地域の範囲や人口等を踏まえ、事業の効果的な実施に必要な場合に、上限額の範囲内で、複数の拠点を設けることも可能です。

質問 14	マッチングについて、ボランティア以外のものも対象とすることは可能か。
-------	------------------------------------

本事業では、無償ボランティアでのマッチングを基本的に想定しています。

しかしながら、地域の実情などを踏まえ、有償ボランティアをマッチングの対象に含めることが、事業の効果的な実施に不可欠な場合には、関連法規も踏まえながら、仲介者となる事業者の役割やマッチングの当事者間の関係などをよく検討の上、事業計画を作成ください。

質問 15	<p>実証事項のうち「マッチングの実施」について、現役世代を含む多世代・多分野の地域課題と担い手とのマッチングができれば、特にデジタルを活用しない方法でも構わないか。</p> <p>また、多世代参画を目標としていたものの、結果として現役世代の参加が得られなかったり、参加者の年代に偏りが生じた場合はどうなるのか。</p>
-------	--

本事業の趣旨に沿ったマッチングを行うものであれば、デジタル技術等の活用の有無は問いません。

ただし、デジタル技術等の活用も含め、事業の効率的・効果的な実施、事業継続のための省力化等も見込んだ工夫等については、企画提案等審査における評価要素としておりますので、その旨ご注意ください。

また、現役世代が結果として集まらない場合や、参加者の年代に偏りが出たりした場合であっても、その要因の分析結果等が実証の成果となり得るため、実施する内容が本事業の趣旨に沿ったものである限りは問題ありません。

質問 16	モザイク型マッチングの考え方・手法について、セミナー・ワークショップを開催するところから始めたいが、誰に頼めばよいか分からないため、内閣府に講師を紹介してもらうことは可能か。
-------	---

具体的な講師の派遣については、内閣府に御相談ください。なお、セミナー（ワークショップ）開催や講師派遣に係る旅費等の経費については、選択する実証事項のうち3（2）②（ア）「地域社会の担い手の育成や地域課題の掘り起こし・細分化のためのワークショップの実施」に該当する取組として、実証事業の枠内で計上することができます。

質問 17	選択する実証事項のうち3（2）②（カ）「地域独自の取組との連携」について、地域独自の取組に関する経費は本事業の経費の対象となるか。
-------	---

連携に係る経費は対象となりますが、地域独自の取組自体の経費は対象とはなりません。

質問 18	3.（3）事業実施について、内閣府が別途調査を委託する事業者は何を行い、どのような協力をすればよいか。
-------	---

別途調査を委託する事業者（調査受託事業者）は、各採択団体が実施する実証事業のとりまとめを担い、本事業全体を通じて得られた成果・課題の分析・評価（有識者を交えた分析・評価委員会の運営補助を含む可能性あり。）や、それらをまとめた報告書の作成等を行う予定です。そのため、各採択団体には、実証事業の内容や結果等について、調査受託事業者の求めに応じて、事業に関する情報や資料の提供等にご協力いただくことを想定しております。

質問 19	4. (2) ③ 実証等のスケジュールについて、地域との接点となる場もしくはマッチングシステムを作った後、事業を実証する期間として最低限確保しなければならない期間はあるか。
-------	--

どのような事業を行うかによって、必要な実証期間は変わってくると考えられるため、特に内閣府で決まった期間は設けませんが、各採択団体において実施する事業の結果分析に要する期間も勘案した上で、事業実施に必要なかつ十分な期間を、特に必要的実証事項（3. (2) ①）の実施から報告書作成までを期限までに十分に実施できるよう、確保するようにしてください。

【経費負担等】

質問 20	事業費について、2. に「提案された事業費（国費の支出額）と同額で契約できない場合がある」とあるが、その場合は実施団体の自己負担が生じるということか。
-------	---

各団体に対する委託料については、内閣府の予算の範囲内において、本事業全体の採択状況（採択する件数やそれぞれの事業内容等）を考慮し、各委託候補団体との間で契約条件の最終的な調整を行った上で、決定することとしております。そのため、内閣府から支払可能な金額（契約金額）が、各団体の提示金額に満たない場合もございます。

この場合、自己負担額が生じないよう一部事業内容の変更を行う、または、費用が超過する部分については自己負担により実施するなどの対応が必要となるため、契約条件の最終的な調整の際に、個別に対応させていただきます。

なお、契約条件が整わない場合は、公募要領 6. (1) イのとおり、契約締結ができない場合がございますのでご留意願います。

質問 21	経費について、実際に事業実施するなかで、見積額から大幅に変わってしまった場合の経費負担はどうなるか。また、当初見込んでいなかった経費が必要になった場合はどうすればよいか。
-------	---

実際の事業経費が見積額を上回った場合、超過分については自己負担となります。また、見積額を下回った場合は、事業経費の精算時に、実際に要した金額を計上してください。

当初見込んでいなかった経費が生じた場合も含め、精算事務については 6. (4) に示すとおりの方法により処理します。

質問 22	人件費について、他の業務と兼務する場合は経費の対象となるか。
-------	--------------------------------

本事業にかかる経費のみ対象とすることができますので、本事業に関する業務に直接的に従事する時間を区分した上で、見積書の作成、精算処理を行ってください。

質問 23

実証事業に採択された場合、令和 8 年度以降も引き続き支援の対象となりうるのか（複数年度にわたって支援してもらえるのか？）

本事業はあくまでも単年度予算をもって実施するものであるため、実証事業としては令和 7 年度のみの実施を想定しており、現時点では、令和 8 年度以降の予定は未定です。

他方、本事業の取組は中長期的な高齢社会の担い手不足の解消に資するものであると考えられるため、事業計画段階から事業実施期間までを通じ、市町村等との間で、取組を自走させていくことも含め、本事業終了後も継続的に取組を実施していくための見通し（自走化に向けたプロセス、体制、スケジュール等）について御検討いただくとともに、検討内容を報告として提出できるようにしてください（４．（２）③（イ））。